

地域密着型サービス等事業所の事業者指定申請に係る事前協議について

地域密着型通所介護事業所の事前協議手続きを行います。

介護保険法上、事業者指定は、本市による審査等の後、本市が設置する地域密着型サービス運営委員会から意見聴取を行い、意見に基づき必要な補正を行った後に、事業所指定の流れになります。

事前協議書類を提出するにあたり、事前相談を希望する場合は、ご連絡ください。

【審査等の流れ】

1 事前協議書提出締切日(平成 30 年 12 月 20 日)

↓

2 審査期間(平成 31 年 1 月～2 月)

↓

3 地域密着型サービス運営委員会から意見聴取(平成 31 年 3 月)

↓

4 意見に基づく補正

↓

5 事業所指定(平成 31 年 4 月以降の毎月 1 日)

【協議書様式】

- ・地域密着型サービス等事業所設置計画事前計画書
- ・地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項
- ・平面図
- ・位置図(任意様式)
- ・事業開始後 3 年間の事業計画および資金計画(任意様式)